

輪島市監査公表第24号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年12月27日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成29年12月4日（月） 市立輪島病院

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成29年度監査資料（平成29年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成28年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○市立輪島病院の経営状況は、入院・外来患者数の増加や包括ケア病棟の導入による入院単価の上昇などいくつかの要因により、収益は昨年度比で増加している。しかし、医療業務の高度化には多額の設備投資が必要であり、そのために借り入れた企業債の償還が、今後の事業展開に大きなネックとなる可能性が考えられる。「第3次市立輪島病院改革プラン」も策定されたことから、それに基づき医師、看護師及び事務職員が一体となり公立基幹病院としての役割を果たすよう尽力されることに期待したい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 患者負担未収金について

引き続き、未収の方の状況を十分調査し、法的対応も念頭に置き、未収金の縮小・新たな未収金発生防止に取り組まれない。